

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年11月6日（火） 9：29～9：46

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）
石田真敏 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
山下貴司 国務大臣（法務大臣）
河野太郎 国務大臣（外務大臣）
柴山昌彦 国務大臣（文部科学大臣）
根本匠 国務大臣（厚生労働大臣）
吉川貴盛 国務大臣（農林水産大臣）
世耕弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井啓一 国務大臣（国土交通大臣）
原田義昭 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
岩屋毅 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
渡辺博道 国務大臣（復興大臣）
山本順三 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
宮腰光寛 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
平井卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
片山さつき 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
櫻田義孝 国務大臣

陪席者：西村康稔 内閣官房副長官
野上浩太郎 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
横畠裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	8件
○国会提出案件	4件
○法律案	8件
○政令	6件
○人事	1件
○配布	2件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣総理大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、野上副長官から御説明申し上げます。

○野上内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「公務員の給与改定に関する取扱い」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣官房長官及び宮腰大臣から御発言があります。

次に、「日・EU経済連携協定」外2件の条約の締結につき、国会の承認を求めることについて、御決定をお願いいたします。まず、EUとの「経済連携協定」及び「戦略的パートナーシップ協定」は、経済分野を始めとする幅広い分野における包括的な協力について定めるものであります。次に、中国との「社会保障協定」は、保険料の二重負担の問題を解決するため、両国における年金制度への強制加入に関する法令の適用について調整を行うものであります。

次に、「フィンランド国」及び「アイルランド国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、14日、信任状捧呈の予定であります。次に、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「カーボヴェルデ国」及び「ガンビア国」駐日特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案8件について、御決定をお願いいたします。まず、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正法案」は、本年8月の人事院勧告のとおり、一般職の国家公務員の俸給月額、期末手当及び勤勉手当等の額の引上げ等を行うものであります。また、「特別職の職員の給与に関する法律」、「裁判官の報酬等に関する法律」、「検察官の俸給等に関する法律」及び「防衛省の職員の給与等に関する法律」の一部改正法案は、それぞれ、特別職の国家公務員、裁判官、検察官、防衛省職員について、一般職の国家公務員に準じた給与の改定を行うものであります。

次に、「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」は、海域利用促進のための基本方針の策定及び公募占用計画の認定制度の創設等の措置を講ずるものであります。

次に、「漁業法等の一部改正等法案」は、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設等の措置を講ずるものであります。

次に、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正法案」は、日・EU経済連携協定の適確な実施を確保するため、広告等について特定農林水産物等の地理的表示を規制する等の措置を講ずるものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「農業経営基盤強化促進法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月16日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、共有者不明農用地について、共有者の探索の方法を定める等、関係政令の整備等を行うものであります。

次に、「外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令」は、国際的な平和及び安全の維持のため、トリチウムの製造に用いられる装置の部分品等の輸出について、規制対象とする等の措置を講ずるものであります。

次に、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日令」は、同法の施行期日の一部を除き本年11月15日と定めるものであり、「同法施行令」は、所有者不明土地について、所有者の探索の方法等を定めるものであります。

次に、「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」は、一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国土交通大臣がその管理を行う指定区間を追加等するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。梶谷剛外125名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、配布資料といたしまして、「家計調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「自衛隊のヘリコプターの部品及び器材の贈与に関する書簡」及び「円借款の供与に関する書簡」をフィリピンとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。「自衛隊のヘリコプターの部品及び器材の贈与に関する書簡」は、同国空軍が行う人道的援助等のため、ヘリコプターの部品等を贈与するものであり、「円借款の供与に関する書簡」は、「首都圏鉄道改修計画」に、約381億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、それぞれの書簡交換の日である明日まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、私から公務員の給与改定に関する取扱いについて、申し上げます。

去る8月10日に行われた人事院勧告を踏まえた公務員の給与改定に関する取扱いについて申し上げます。本日、給与関係閣僚会議を開催して協議した結果、取扱いについて関係閣僚の意見の一致をみたところであります。その内容については国家公務員制度担当大臣から御発言いただきます。

次に、宮腰大臣。

○宮腰国務大臣：ただいま官房長官から御報告のあった公務員の給与改定に関する取扱いについて、その内容を御説明申し上げます。

一般職の国家公務員の給与については、人事院勧告どおり改定を行う。

特別職の国家公務員の給与については、おおむね一般職の給与改定の趣旨に沿って改定を行う。

以上のお通りであり、この内容に沿ったものがお手元の閣議決定案でございます。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○石田国務大臣：本日、家計調査結果を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。全国2人以上世帯の9月の消費支出は、1年前に比べて、変動調整値で名目0.2%の減少、実質1.6%の減少となりました。パーソナルコンピュータなどの「教養娯楽用耐久財」などが実質増加となった一方、リフォーム関係を

含む住居の「設備修繕・維持」や国内パック旅行費などの「教養娯楽サービス」などが実質減少となりました。1年前と比べた世帯の消費支出は、台風などの影響により、名目、実質ともに減少となり、持ち直しの動きに足踏みがみられます。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

環境大臣から御発言がございます。

○原田国務大臣：海洋プラスチック問題は、途上国を含む世界全体の課題として対処する必要があり、日本政府として世界のプラスチック対策をリードし、国民各界各層の取組を促すためにも、政府一丸となって率先して取り組んでいくことが重要であります。

環境省では、「まず隗より始めよ」との思いから、別添資料のとおり、ワンウェイのプラスチックの使用削減の取組を実践することと致しました。

このような「ワイズ・コンサンプション」の取組を政府全体として推進し、先般立ち上げた「プラスチック・スマート」キャンペーンを通じて、国内さらには海外に発信してまいりたいと考えておりますので、各府省におかれましても、この趣旨を御理解の上、率先して取組を実施いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、これをもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
11月6日〕（火）

◎一般案件

資料あり

○公務員の給与改定に関する取扱いについて
（決定）（内閣官房・財務省）

〃 ○経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件
（決定）（外務省）

〃 ○日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（同上）

〃 ○社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（同上）

資料なし

☆フィンランド国特命全権大使ペッカ・オルパナ外
1名の接受について（決定）（同上）

〃 ☆カーボヴェルデ国及びガンビア国駐箚特命全権大使新井辰夫に交付すべき信任状及び前任特命全権大使大森 茂の解任状につき認証を仰ぐことについて（決定）（同上）

◎国会提出案件

資料あり

○ 1. 衆議院議員山井和則（国民）提出政府が進める「外国人材の受入れ」の枠組みと法律の規定等に関する質問に対する答弁書について
（決定）（法務省）

1. 衆議院議員山井和則（国民）提出政府が進める「外国人材の受入れ」の対象業種等に関する質問に対する答弁書について（決定）
（同上）

1. 参議院議員大野元裕（民主）提出ジャマル・カショギ氏殺害疑惑に関連した我が国の入国管理政策に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）

1. 衆議院議員大西健介（国民）提出葬祭扶助に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）

◎法律案

資料あり
資あり

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（決定）（内閣官房・財務省）
- 〃 ○特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（法務省・内閣官房・財務省）
- 〃 ○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（防衛省・内閣官房・財務省）
- 〃 ○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（決定）
（内閣府本府・財務・経済産業・国土交通省）
- 〃 ○漁業法等の一部を改正する等の法律案（決定）
（農林水産省・金融庁）
- 〃 ○特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案（決定）
（農林水産・経済産業省）

◎政 令

資料あり
資あり

- 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（決定）（経済産業省）

- 資料あり
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（決定）
（国土交通・法務省）
 - 〃 ○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（決定）
（同上）
 - 〃 ○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通・財務省）

◎人 事

- 資料あり
- ☆東北大学名誉教授梶谷 剛外 1 2 5 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎配 布

- ☆家計調査報告
（総務省）
- ☆平成 2 9 年度特別会計財務書類を会計検査院に送付することについて
（財務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成30年〕
〔11月6日〕 (火)

◎一般案件

- 資料あり
- 自衛隊のUH-1Hヘリコプターの部品及び器材の贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換について(決定)(外務省)
 - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換について(決定)
(同上)

[○署名あり ☆署名なし]